



東京労働局

渋谷労働基準監督署

# 令和7年度 全国安全週間 の手引き

令和7年度 安全週間スローガン  
多様な仲間と 築く安全 未来の職場

# 目次

令和7年度（第98回）全国安全週間	1
東京労働局における取組	2
<b>安全衛生活動の推進</b>	
安全衛生管理体制の確立	
安全衛生教育計画の樹立	
効果的な安全衛生教育の実施	
自主的な安全衛生活動の促進	
安全衛生方針の表明と安全衛生宣言	5
私の安全衛生宣言コンクール	6
リスクアセスメントの実施	
その他の取組	
安全衛生に配慮したテレワークの実施	7
<b>業種の特性に応じた労働災害防止対策</b>	
第三次産業における労働災害防止対策	
小売業、社会福祉施設、飲食店	8
ビルメンテナンス業	13
陸上貨物運送事業における労働災害防止対策	14
建設業における労働災害防止対策	16
製造業における労働災害防止対策	17
林業の労働災害防止対策	
<b>業種横断的な労働災害防止対策</b>	
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	
高年齢労働者に対する労働災害防止対策	18
外国人労働者に対する労働災害防止対策	19
交通労働災害防止対策	21
熱中症予防対策	
STOP！熱中症クールワークキャンペーン	22
改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底	23
業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策	24

# 第98回 全国安全週間

期間 令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備期間 令和7年6月1日(日)~30日(月)

## 多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

## 令和7年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

### 実施者の実施事項

#### 1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
  - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
  - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
  - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
  - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟労働者に対する教育の実施
  - イ 就業制限業務、作業主任者を適任すべき業務での有資格者の充足
  - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
  - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
  - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

#### 2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
  - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
  - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
  - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - オ トラックの逸走防止措置の実施
  - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
  - ア 一般的事項
    - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
    - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
    - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
    - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (カ) 複雑工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
    - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
    - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
    - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
  - ④ 製造業における労働災害防止対策
    - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
    - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
  - ⑤ 林業の労働災害防止対策
    - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
    - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

#### 3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
  - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
  - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
  - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
  - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
  - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
  - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
  - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
  - イ 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
  - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負他者に作業を行わせる場合の対策
  - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
  - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - ウ その他請負人等が上記①(1)~①(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮



厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は  
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和7年5月30日

担 当	東京労働局労働基準部安全課
	課長 三浦 玲
	主任安全専門官 成田 光志
	副主任安全専門官 野上 浩一
	電話 03(3512)1615

## 7月に全国安全週間を実施します。

### ～ゼロ災職場を目指し、局長パトロール・集中現場指導等の実施～

東京労働局（局長 富田 望）では、事業者等の関係者が、安全と健康に関する問題を深く認識し、改めて、労働者の安全と健康の確保に対する取組の決意を共有する機会として、広く安全意識の高揚を図ることを目的とした全国安全週間（準備期間：6月1日から6月30日、本週間：7月1日から7月7日）を実施します。

この期間において、東京産業安全衛生大会の開催、関係団体等に対する労働災害防止に係る要請、局長パトロール等の実施、建設現場に対する集中指導の実施など様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

#### 全国安全週間について（実施要綱は別添1）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。

今年は、第14次労働災害防止計画に基づく取組が展開されているところであり、労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間を、以下のスローガンの下で実施します。

令和7年度スローガン

#### 「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

東京労働局管内において、労働災害による休業4日以上死傷者数は4年連続して1万人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）を超えている状況であり、東京労働局では、労働災害の減少を図るために、以下のような取組を行います。

#### 【取組概要】

#### 1 第21回東京産業安全衛生大会の開催（別添2）

- (1) 開催日時  
7月4日（金）午後1時30分～午後5時
- (2) 開催場所（集合形式での開催）  
一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋 2-6-2）
- (3) 内容

- ① 安全衛生表彰
- ② 安全劇  
「災害（怪我）の影響は被災者だけではない」  
SG・コスモス株式会社
- ③ 事例発表1  
「当事業場における安全衛生活動について」  
株式会社竹中工務店・共立建設株式会社共同企業体  
（仮称）ドコモ代々木第二ビル新築工事  
株式会社竹中工務店 東京本店 作業所長 赤田 岳彦
- ④ 事例発表2  
「花王グループにおける転倒防止の取組み（仮）」  
花王株式会社  
人材戦略部門 健康開発推進部 マネジャー 関根 牧子
- ⑤ 特別講演  
「“確認すべき安全”を見失わないために：デジタル活用の前に考えるべきこと」  
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
研究推進・国際センター 首席研究員 濱島 京子

#### 2 労働災害防止に係る要請（別添3）

全国安全週間の実施に併せ、関係団体及び地方公共団体の約170機関に対して、労働災害の現状を伝えるとともに、傘下事業場等に対して労働災害防止に向けた指導・啓発を行うよう要請しました。

#### 3 パトロール等の実施（取材対応が可能です。）

- (1) 局長パトロールの実施（7月2日予定）
- (2) 「TOKYO 小売業 SAFE 協議会」を視察型協議会により開催（6月26日予定）  
※上記（1）及び（2）の詳細は決まり次第改めてお知らせいたします。

#### 4 建設現場に対する集中指導の実施

各労働基準監督署では、本期間中に建設現場に対して集中指導を実施します。



# 第21回 Safe Work TOKYO 2025 東京産業安全衛生大会

## 第14次労働災害防止計画推進中



トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

### 安全衛生表彰

### 安全劇

**災害(怪我)の影響は被災者だけではない**  
SG・コスモス株式会社

### 事例発表

**当事業場における安全衛生活動について**  
株式会社竹中工務店・共立建設株式会社共同企業体  
(仮称)ドコモ代々木第二ビル新築工事  
株式会社竹中工務店 東京本店

● **花王グループにおける転倒防止の取組み(仮)**  
花王株式会社 人材戦略部門 健康開発推進部

### 特別講演

**“確認すべき安全”を見失わないために：デジタル活用の前に考えるべきこと**

独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所  
研究推進・国際センター  
首席研究員 濱島 京子

日時 **7/4 金**  
令和7年

13:30~17:00

場所 **一ツ橋ホール**

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

参加費無料

## 職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**4年連続して1年間で1万人**を超える方が仕事に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

### □経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

### □安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。  
また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

### □職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。  
職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

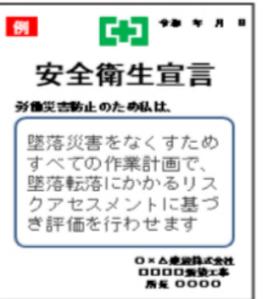
### □労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。  
この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！  
東京労働局では、第14次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」  
東京労働局・労働基準監督署



東京労働局【公式X】

主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）  
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会  
協賛：（一社）東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会東京支部 （一社）日本ボイラ協会東京支部 （一社）日本クレーン協会東京支部  
（公社）ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 （公社）建設荷役車両安全技術協会東京都支部  
東京都社会保険労務士会 （独）労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター  
後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

# 東京労働局全国安全週間の取組

## 第20回東京産業安全衛生大会を開催しました

東京労働局では、令和6年7月4日に「第20回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO2024」を開催しました。大会には、400名を超える参加がありました。

[大会プログラム](#)

開会に当たり、東京労働局の美濃局長と公益社団法人東京労働基準協会連合会の宮代表理事副会長が挨拶を行い、都内の労働災害の発生状況と課題について述べました。



(※令和6年度の取組、東京労働局  
フォトレポートページより抜粋)

## 令和6年度 東京労働局長による 建設現場安全衛生パトロールを実施しました (令和6年度全国安全週間)



令和6年7月2日 (火)

## 令和6年度第1回TOKYO小売業SAFE協議会を開催しました



令和6年6月27日 (木)

## 労働基準部長による航空業の事業場に対する安全衛生パトロールを実施しました ～全国安全週間準備期間中に実施～



令和6年6月25日 (火)



# 安全衛生方針の表明と安全衛生宣言をしましょう

安全衛生方針を対外的に公表することにより、「事業場内の安全衛生意識の高揚」、「安全衛生活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。

以下の例を参考に「経営トップによる安全衛生方針」を表明し、事業場で働く方々一人一人が安全衛生方針に沿った「安全衛生宣言」を行い、「全員参加」で労働災害防止に努めてください。

<b>例</b>	 策定日 令和 年 月 日 揭示日 令和 年 月 日	<b>例</b>	 宣言日 令和 年 月 日 揭示日 令和 年 月 日
<h2>安全衛生方針</h2>	<b>トップから</b>	<b>一人ひとりへ</b>	<h2>私の安全衛生宣言</h2>
<p>当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。</p>			<p><b>労働災害防止のため 私はこうします！</b></p> <p>私は、スライサー清掃時に「主電源オフ」と「治具使用」を徹底します。</p>
<h3>安全衛生の基本方針</h3>			<h3>安全衛生の基本方針</h3>
<ul style="list-style-type: none"><li>① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る</li><li>② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる</li><li>③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する</li><li>④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する</li></ul>			<ul style="list-style-type: none"><li>① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る</li><li>② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講ずる</li><li>③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する</li><li>④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する</li></ul>
会社名 株式会社●●スーパー 代表者 代表取締役 東京太郎			会社名 株式会社●●スーパー▲▲店 職氏名 青果物主任 安全太郎
			

上記の例及び記入様式は東京労働局ホームページからダウンロードできます。

## 「私の安全衛生宣言コンクールSafe Work TOKYO 2024」 安全部門優秀作品賞 受賞2作品



私の安全衛生宣言

検索

# 私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025 「私の安全衛生宣言」募集！

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。  
この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。  
多数のご応募をお待ちしております。

募集期間：2025年7月1日（火）～10月7日（火）  
応募資格：都内の事業場で働いている方  
応募方法：電子メール又は応募フォーム（裏面参照）  
発表：入選された方に直接連絡いたします  
表彰式：2025年12月頃

（東京労働局HP）



## 昨年度の安全衛生宣言コンクール受賞作品

### ○優秀作品賞

- 安全部門**・うまくやるより安全に 早くやるより確実に 作業手順守って安全作業  
・ささいなことでも 指さし確認！ その一瞬が防ぐ事故
- 労働衛生部門**・水分・塩分 補給の徹底！ 皆で声かけ 体調確認！  
・過信せず 業務前には 腰痛予防体操をします。

### ○奨励賞

- 安全部門**・忙しい時こそ 一呼吸 心のゆとりで安全確認・事故防止
- 労働衛生部門**・化学物質使用時は SDS をまず確認！ 正しい保護具で 防ぐ疾病  
・もう少し あと少して オーバーヒート ゆとりをもって クールダウン

※応募方法・応募様式は裏面をご確認ください

主催：東京労働局、（公社）東京労働基準協会連合会

電子メール用



## 「私の安全衛生宣言」応募様式

～ 私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025 ～

### 1 応募作品

#### 安全衛生宣言

※ 応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

#### 宣言の解説（省略可）

安全衛生宣言の意図するもの（就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど）についての説明がありましたらご記入ください。

### 2 応募区分（応募する部門の□にレ点を記入してください。）

安全部門（墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など）

労働衛生部門（腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など）

（東京労働局HP）

労働災害（事故）防止に対して、どのようなことを心掛けていますか？  
応募様式の書き方は？ 応募のヒントは、東京労働局HPからご確認ください！

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/sengen-2025.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2025.html)



### 3 応募者氏名及び連絡先

氏名：\_\_\_\_\_

電話番号又はメールアドレスをご記入ください。

連絡先：\_\_\_\_\_

（自宅・携帯・会社）

所属事業場：\_\_\_\_\_

（業種：\_\_\_\_\_）

業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などをご記入ください。

### 応募方法

○メールによる応募（受付は7月1日から開始します。）

[sengen-safeworktokyo2025@mhlw.go.jp](mailto:sengen-safeworktokyo2025@mhlw.go.jp)

○応募フォームによる応募（↓東京労働局HPからご確認ください。→）

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/sengen-2025.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/sengen-2025.html)

（東京労働局HP）



皆様から多数のご応募をお待ちしています！



テレワークの

## 適切な導入及び

## 実施の推進のための

# ガイドライン



### 労働者用 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

- このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 確認した結果、すべての項目に☑が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合って改善を図るなどにより、適切な環境下でテレワークを行うようにしましょう。

すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

項 目	
<b>1 作業場所やその周辺の状況について</b>	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。 <b>【観点】</b> ・作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。 ・静的筋緊張や長時間の拘束姿勢、上肢の反復作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。 ・物が密集している等、窮屈に感じないか。
<input type="checkbox"/>	(2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置しているか。 <b>【観点】</b> ・眼、肩、腕、腰に負担がかからないような無理のない姿勢で作業を行うことができるか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業中に転倒することがないよう整理整頓されているか。 <b>【観点】</b> ・つまづく恐れのある障害物、畳やカーペットの継ぎ目、電源コード等はないか。 ・床に書類が散らばっていないか。 ・作業場所やその周辺について、すべり等の危険のない、安全な状態としているか。
<input type="checkbox"/>	(4) その他事故を防止するための措置は講じられているか。 <b>【観点】</b> ・電気コード、プラグ、コンセント、配電盤は良好な状態にあるか。配線が損傷している箇所はないか。 ・地震の際などに物の落下や家具の転倒が起こらないよう、必要な措置を講じているか。
<b>2 作業環境の明るさや温度等について</b>	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業を行うのに支障ない十分な明るさがあるか。 <b>【観点】</b> ・室の照明で不十分な場合は、卓上照明等を用いて適切な明るさにしているか。 ・作業に使用する書類を支障なく読むことができるか。 ・光源から受けるチラチラしたまぶしさ(グレア)を防止するためにディスプレイの設置位置などを工夫しているか。
<input type="checkbox"/>	(2) 作業の際に、窓の開閉や換気設備の活用により、空気の入れ換えを行っているか。
<input type="checkbox"/>	(3) 作業に適した温湿度への調整のために、冷房、暖房、通風等の適切な措置を講ずることができるか。 <b>【観点】</b> ・エアコンは故障していないか。 ・窓は開放することができるか。
<input type="checkbox"/>	(4) 石油ストーブなどの燃焼器具を使用する時は、適切に換気・点検を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(5) 作業に支障を及ぼすような騒音等がない状況となっているか。 <b>【観点】</b> ・テレビ会議等の音声が聞き取れるか。 ・騒音等により著しく集中力を欠くようなことがないか。
<b>3 休憩等について</b>	
<input type="checkbox"/>	(1) 作業中に、水分補給、休憩(トイレ含む)を行う事ができる環境となっているか。
<b>4 その他</b>	
<input type="checkbox"/>	(1) 自宅の作業環境に大きな変化が生じた場合や心身の健康に問題を感じた場合に相談する窓口や担当者の連絡先は把握しているか。

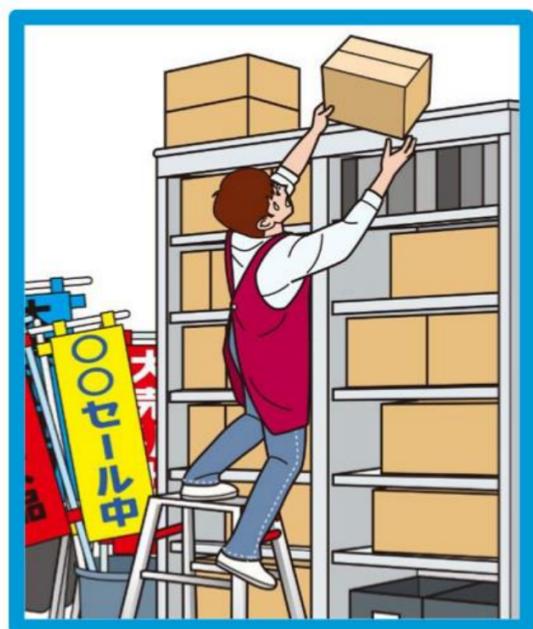
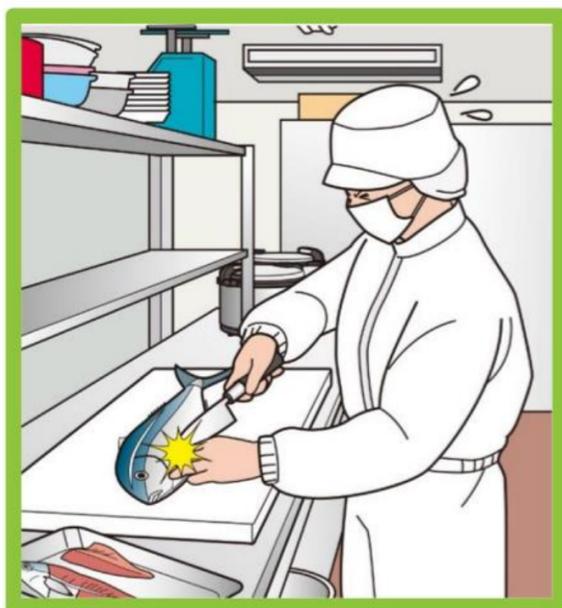


# 小売業の労働災害を防止しましょう

従業員の幸せのための安全アクション **SAFE**

# 介護施設の労働災害を防止しましょう

職員の幸せのための安全アクション



TOKYO小売業SAFE協議会  
東京労働局・労働基準監督署



TOKYO介護施設SAFE協議会  
東京労働局・労働基準監督署

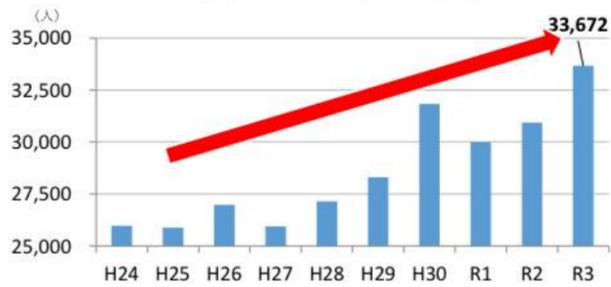


# 労働者の転倒災害を防止しましょう

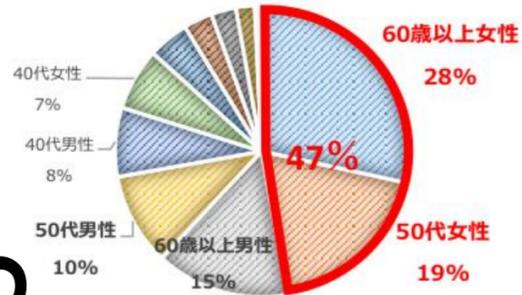
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒災害発生件数の推移



性別・年齢別内訳



### 転倒による怪我の態様

#### 骨折（約70%）

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

**47日**

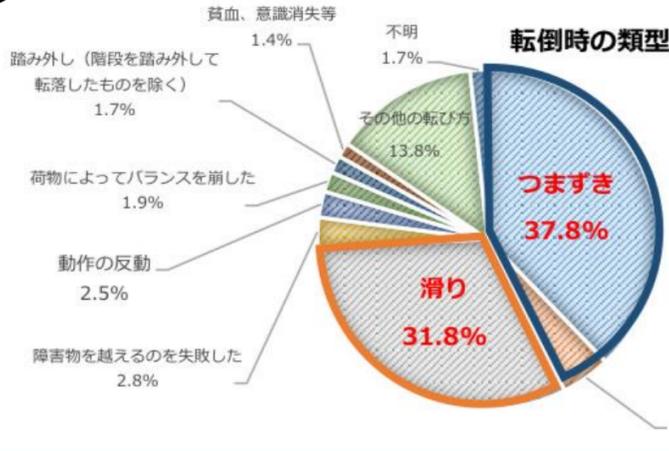
### 転倒したのは...



転倒災害が起きているのは  
移動のときだけではありません

- ＜その他の転び方＞
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
  - 台車の操作を失敗した
  - 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
  - 服が引っかかった
  - 坂道等でバランスを崩した
  - 立ち上がったときにバランスを崩した
  - 靴紐を踏んだ
  - 風でバランスを崩した

### 転倒時の類型



## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 目の健康で転倒防止を  
→「アイフレイルチェックリスト」による目のセルフチェック、40歳以上の従業員に対する眼科検診（眼底検査）の受診を推進しましょう（アイフレイル啓発公式サイト）



## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）  
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）  
➢バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）  
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）  
➢適切な通路の設定  
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）  
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場3分エクササイズ



中央労働災害防止協会  
転倒予防セミナー



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒（25%）  
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）  
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）  
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）  
➢隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）  
➢雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場安全サポート事業



（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## 腰痛災害の特徴

- 腰痛災害は年齢差がなく発生する災害となっています。
- また、転倒災害でも腰痛を発症させることがあります。
- 腰痛は、一度発症すると慢性化しやすいため、予防が重要です。  
→対象者には定期的に医師による腰痛の健康診断を受診させましょう  
→社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材を活用してください

## 腰痛災害を防止しましょう

事例1 入浴介助時、利用者の上半身を抱え上げた際、腰部に強い痛みを感じた。

病院を受診したところ、急性腰痛症と診断された。

原因 前屈み、中腰等の不自然な姿勢を繰り返した。  
浴室の床面は滑りやすいため、バランスを崩してしまった。  
手摺りやスタンディングマシン等の福祉機器を使用しなかった。

対策 複数名で介助すること等により介護者に過度な負担とならないようにする。  
滑り止めマットを敷く等滑り止め対策を行う。  
手摺りやスタンディングマシン等の福祉機器を使用する。



事例2 通所介護事業所において、利用者のトイレ介助のため、車いすから利用者を抱きかかえ、トイレ便座への移動を介助しているとき、腰部に強い痛みが走った。

原因 トイレ誘導は腰部に著しく負担がかかる作業であるにもかかわらず、福祉用具を活用しなかった。

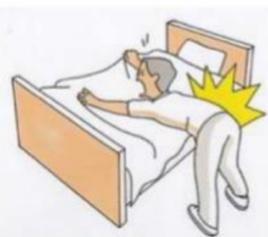
対策 利用者の残存機能に応じ、スタンディングマシン、スライディングボード、スライディングシート、リフト等福祉機器を利用する。



事例3 入居者のベッドのシーツ交換を行っていた。シーツを伸ばすためベッドの奥に体を伸ばそうとしたところ、バランスを崩し、腰を痛めた。

原因 ベッドの奥に体を伸ばした際、不自然な姿勢になった。

対策 マットレスに被せるタイプの「ボックス型シーツ」への変更や、ベッドを壁につけず対側にも入ることができる作業空間を確保する。



## ノーリフトケアについて

### ポイント1

介護を行う際に介助者の力だけで被介護者を持ち上げない介護方法がノーリフトケアです。

リフトの利用などの機械化、スライディングシートなどの移乗用具の活用、アシストスーツなどの介護機器の使用のほか、被介護者の残存能力をアセスメントし、不要な持ち上げ作業をなくすなどの方法もあります。



### ポイント2

移乗、入浴作業などにおいて、省力化、腰痛対策として有力な選択肢が介護用リフトの導入です。さまざまな種類があり、条件や用途に応じたものを使います。

天井走行式リフト： 取り回しなどの自由度が高いが部屋への工事が必要

床走行式リフト： 導入は容易だが、床や部屋によっては移動や取り回しが困難

据え置き式リフト： 部屋への工事は不要だが、移動範囲は天井走行式より狭い

スタンディングリフト： 導入は容易だが、立位保持ができる方のみ対応可能



### ポイント3

ノーリフトケアの取組を行う際には、介護者や介助者の意識の共有や仕組みの構築が必要になります。

「自分の力ならなんとか入居者を持ち上げられるから、リフトなど不要である」というような意識があると、取り組みの意義が薄れてしまうからです。

ノーリフトケアの宣言を行う、ノーリフトケアの研修実施、ノーリフトケアのリーダーを選任するなどの取組が、意識の共有につながります。

厚生労働省 中央労働災害防止協会作成のノーリフトケアについての事例集です。小売の職場、介護・看護の職場向けの事例が掲載されていますが、小売の事例も参考になります。



腰痛を防ぐ職場の事例集

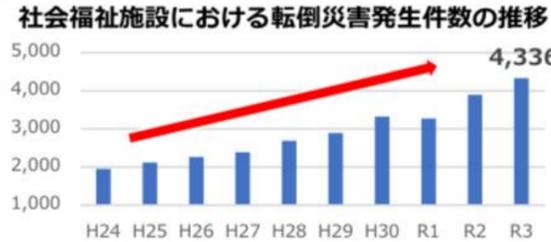


介護の現場で働く皆さまへ

## 転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。  
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

### 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



社会福祉施設における  
転倒による怪我の態様

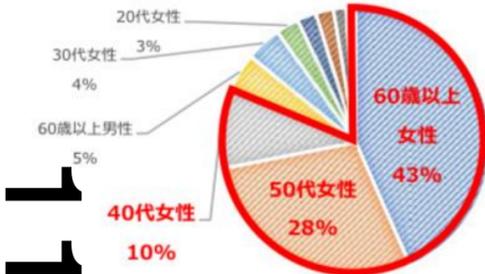
- 骨折（約70%）
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の  
転倒災害による  
平均休業日数

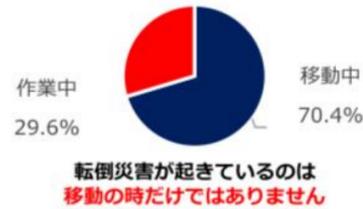
**44日**

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

### 社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



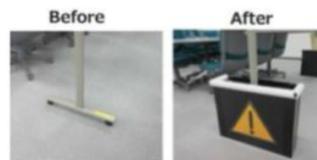
### 介護の現場における転倒災害の発生時点



### 介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

- 何もないところでつまずく、足がもつれて転倒**
  - 人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。
  - 走らないようにしましょう。
- 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）**
  - 前をよく見て歩行、作業しましょう。
  - 事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。
- 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒**
- こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）**
  - よく見て歩行、作業しましょう。
  - 見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
  - 水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。
- 雪、雨で滑って転倒**
  - 送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む



これらは介助中の転倒より多く、単独作業や移動中の油断や焦りが転倒による大怪我と長期休業につながっています。

### 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

(R5)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [職場における安全対策](#) > 【小売業向け】雇入れ時等の安全衛生教育のため動画をご活用ください

# 【小売業向け】雇入れ時等の安全衛生教育のため動画をご活用ください

企業は、労働者を雇い入れた時などに安全衛生のため必要な教育を行わなければなりません（正社員、パート・アルバイトなど雇用形態は問いません）。  
教育のため、本動画（約10分）をご活用ください。

## 小売業における安全衛生教育動画

【労働者向け】



Youtube版

[【小売業向け安全衛生教育動画 労働災害を防ごう！（雇い入れ時教育篇）】](#) ※厚生労働省公式Youtubeのリンクです

# 安全で安心な職場をつくりましょう

## ～労働災害防止のために～

小売業・飲食店など、食品取扱事業場において、重篤な労働災害が発生しています。職場に潜む危険を見つけ、労働災害防止の取組を推進しましょう。



### 小売業向け安全衛生教育動画

企業は、労働者を雇い入れた時などに安全衛生のため必要な教育を行わなければならない（正社員、パート・アルバイトなど雇用形態は問いません）。動画（約10分）の活用などにより、適切に安全衛生教育を行いましょう。

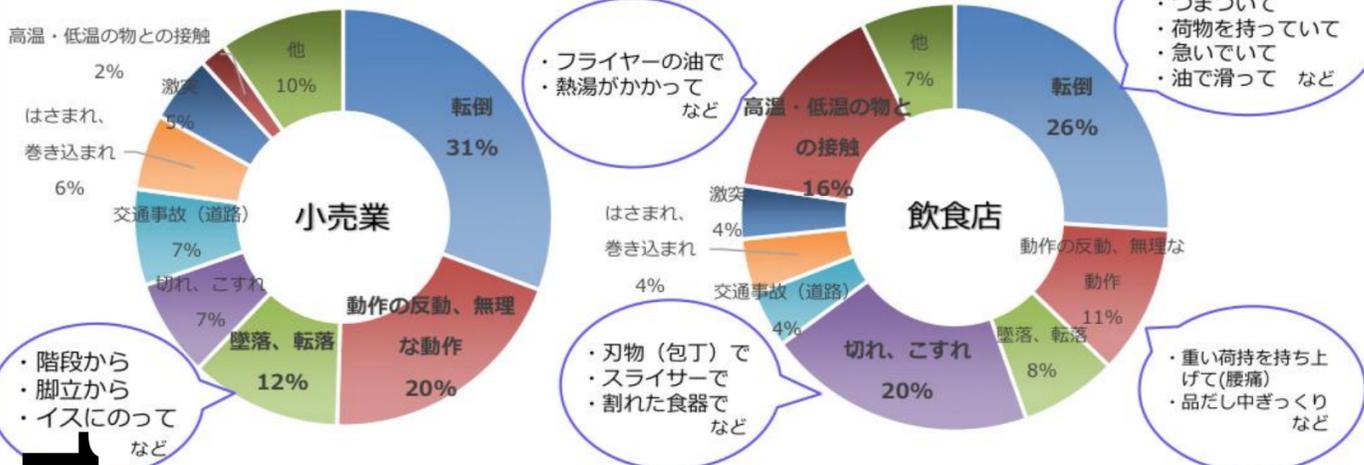


【労働者向け】



【各店舗の店長向け】

### 〈労働災害発生状況〉 ※令和元年～令和5年



出典：労働者死傷病報告

令和7年には、都内飲食店において、「グリストラップの清掃作業を行っていたところ、頭からグリストラップ内に落ち、窒息死する」という大変痛ましい災害が発生しています。



### 〈労働災害防止の取組〉

#### 転倒

- ☑床は滑りにくい素材に
- ☑水濡れ・油汚れはすぐに拭き取り
- ☑床の段差はなくす
- ☑履き物は滑りにくいものに



#### 墜落・転落

- ☑可能な限り高所作業は避ける
- ☑荷物を抱えて階段を降りない
- ☑脚立・はしごは適切に使用
- ☑危険箇所の見える化



#### 火傷

- ☑高温の油や熱湯は床に置かない
- ☑油の交換は手順を定める
- ☑手や足を保護するものを着用
- ☑床の清掃はこまめに



#### 切れ・こすれ

- ☑刃物は所定の場所で保管
- ☑切創防止手袋を着用
- ☑スライサーなどの食品加工用機械を清掃するときは電源停止



#### 横断的対策

**5S活動**  
整理整頓を徹底しましょう

### 店舗における化学物質対策

～職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要です～



職場の化学物質管理の進めるべ  
**ケミガイド**



新たな化学物質規制が導入されます



### 労働災害防止対策資料

小売業・飲食店における労働災害防止の進め方



職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル



多店舗展開企業（飲食業）でのリスクアセスメントマニュアル



2023年度  
～2027年度

### 第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

Safe Work 検索



# ビルメンテナンス業で 転倒災害が多発しています

転倒災害防止のため、裏面の取組事項を推進してください

## ビルメンテナンス業における労働災害発生状況



災害が**21.7%増加**

全体の**50%**が**転倒**

〔令和6年の**転倒災害**〕

**転倒の56%**が**70歳以上**

70歳以上の転倒は前年から**倍増**

70歳以上の転倒のうち**68%**は**女性**

出典：労働者死傷病報告

## 転倒災害事例

休業日数が長期にわたっています

転倒の種類	災害の概要	転倒による怪我の態様	休業日数	年代
つまづき	ショッピングセンターの外周を掃いていたところ、縁石につまづき転倒。受け身を取れず、体を強く打ち付けてしまった。	脊髄損傷	6か月	60代
滑り	業務確認のため、マンションエントランスを歩いていたところ濡れた床で滑って転倒した。仕事道具が入ったリュックを背負い、片手に傘を持った状態であった。	上腕骨骨折	3か月	70代
その他	駐車場入口の清掃のため、倉庫にほうきを取りに行ったところ、粘着テープを踏んでしまい、バランスを崩して転倒した。	大腿骨骨折	6か月	70代



～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

東京労働局・労働基準監督署

## 取組事項

### ①エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策

ガイドラインに基づき、働く高齢者の特性に配慮した対策を実施

エイジフレンドリーガイドライン➡

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>)



### ②エイジフレンドリー補助金の活用

補助金を活用し、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備等の導入を推進

エイジフレンドリー補助金➡

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf>)



### ③業務中の転倒による重傷の防止

転倒災害防止リーフレットを活用し、転倒リスクや骨折リスクを低減

転倒災害防止リーフレット➡

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001270393.pdf>)



### ④ビルメンテナンス業向けショート動画の活用

東京労働局公式チャンネルに掲載しているショート動画を活用

ショート動画➡

(<https://www.youtube.com/channel/UCKQmv6ePjH23Fpl0k4UH6XQ>)



## エイジフレンドリーガイドライン

(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

### 1 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップによる方針表明と体制整備
- ・高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

### 2 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

### 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・健康状況の把握
- ・体力の状況の把握

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

### 5 安全衛生教育

- ・高齢労働者、管理監督者等に対する教育



○その他の転倒災害防止対策は

厚生労働省 転倒予防の取組

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)



厚生労働省 転倒 検索



東京労働局公式  
<https://x.com/tokyoroudouMHLW>



～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

東京労働局・労働基準監督署

陸上貨物運送事業者のみなさま

荷役作業中の労働災害防止の徹底をお願いします  
～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場**となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」）のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、自社の労働者の安全確保のため、荷主等に対して、運送契約の見直しや必要な安全措置への協力等の連携が求められています。

つきましては、3頁以降の「【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷役作業における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました！

労働安全衛生規則が改正され、**昇降設備の設置**や**保護帽の着用**が必要な貨物自動車の範囲が拡大され、「**テールゲートリフターの操作者に係る特別教育**」の実施が義務付けられました。

その他**運転位置から離れる場合の措置（※逸走防止措置は引続き義務付け）**が一部改正されました。

詳細は、右のリーフレットをご確認ください。



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます（リーフレット）

東京労働局管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷災害・死亡災害発生状況

<資料>死亡災害報告、労働者死傷病報告

※ 令和2年以降は新型コロナウイルスり患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課 (☎ 03-3512-1615) までお願いします。

東京労働局・労働基準監督署



トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

(2024.6)

陸上貨物運送事業における「荷役5大災害」を防止しましょう！

陸上貨物運送事業における荷役作業時の死亡災害は、以下の5つの類型  
①トラック・荷台等からの墜落・転落、②トラック・荷台等での荷崩れ、  
③フォークリフト使用時、④トラックの無人暴走、⑤トラック後退時  
によるものが多数を占めます。

次頁以降の「【陸運事業者向け】荷役ガイドラインチェックリスト」やリーフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」を参考に、陸上貨物運送事業における荷役5大災害を防止しましょう！



出典：陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには（リーフレット）

自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うために

- 自動車運転者が安心して運転・荷役作業を行うため、以下の事項に取り組みましょう！
- 労働基準法に基づく、**時間外労働及び休日労働の上限の遵守、過重労働の防止**
  - 自動車運転者のための労働時間等の改善基準**に基づく、**拘束時間・運転時間等の遵守**
  - 交通労働災害防止ガイドライン**に基づく、**労働時間管理・健康管理等の徹底**
  - 荷役作業を行うことによる**疲労に配慮した十分な休憩時間の確保**
  - 運転時間、荷役時間、荷待ち時間、休息期間、道路状況等を考慮した**到着時刻の設定**
  - 荷主等に対する**長時間の荷待ちの解消、安全な荷役場所の確保、適正な運賃等の交渉**



建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたスズメ（厚生労働省HP）



トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント（リーフレット）



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（厚生労働省HP）



職場のあんぜんサイト「交通労働災害の現状と防止対策」（厚生労働省HP）



トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策（厚生労働省HP）

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

## 陸上貨物運送事業の労働災害防止にご協力をお願いします ～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～



### 陸上貨物運送事業における年別休業4日以上の死傷災害・死亡災害発生状況 (東京労働局管内)

<資料>死亡災害報告、労働者死傷病報告

※ 令和2年以降は新型コロナウイルスり患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

### 荷役ガイドラインと荷主の責務について

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)**の事業場となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」)」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者(以下「陸運事業者」)のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、荷主等の皆様も、陸運事業者の労働者の安全確保のため、必要な安全措置への協力や陸運事業者との連携が求められています。

また、荷主等の構内において、陸運事業者の労働者の荷役作業中に、労働災害が発生した場合には、民法等の規定に基づき、荷主等が損害賠償責任を負う場合もあります。

つきましては、裏面の「【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷主等の構内における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。



### 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

長時間労働や過労運転の要因となる**長時間の荷待ち**を発生させないように努めましょう。

#### 取組事例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策(厚生労働省HP)



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト(厚生労働省HP)

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課(☎03-3512-1615)までお願いします。

東京労働局・労働基準監督署

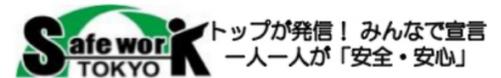


### 【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト

陸上貨物運送事業における労働災害の約65%が荷役作業中に発生しており、そのうち約70%が荷主等(「荷主、配送先、元請事業者等」をいう。)において発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等の皆様におかれましては、このチェックリストを活用して運送契約の内容や荷役作業場所の改善、作業場所の改善、作業場への指導等、労働災害防止に取り組んでください。

事項	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業を含めた運送契約では		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確(運送引受書の発送)にし、事前通知のない荷役作業は行わせないこと。</li> <li>・荷主から陸運業者に、陸運業者からドライバー等に対し、荷役作業に関する情報が伝達されているか確認すること。</li> </ul>
	①荷主、陸運事業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②陸運事業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与する場合は、検査、点検等により異常がないこと、運転者が有資格者であることを確認すること。</li> <li>・ロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示し、これを超えて積載しないこと。定期的に不具合の有無を点検し、不具合が補修するまでの間使用させないこと。また、陸運事業者から不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。</li> </ul>
	①フォークリフト、クレーン等を使用するか		
	②ロールボックスパレット等を使用するか		
荷役作業を行う場所について(その1: 基本的事項(転倒防止の対策を含む。))	荷の積卸し作業を行う場所は		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。</li> <li>・照度や通気・換気に配慮すること。</li> </ul>
	①安全通路の確保等通行人が作業場所へ立ち入ることはないか		
	②荷役運搬機械や荷役用具等を使用するために必要な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④明るい場所か、障害物による死角部分はないか、雨風が当たらない場所か		
荷役作業を行う場所について(その2: 特に墜落防止のための設備対策)	トラックの荷台からの墜落防止のために		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。</li> </ul>
	①荷台との間に隙間や段差のないプラットフォームはあるか		
	②荷台の周囲に仮設の作業床(移動式プラットフォーム等)を用意しているか		
	③親綱やフック等墜落制止用器具を取り付けるための設備はあるか		
作業者の服装について	荷の積卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護帽は飛来落下物用かつ墜落・転落防止用のものを着用すること。</li> <li>・作業場所に合せて、耐滑性(すべり防止)、屈曲性(しなやかで運動性が高い)のある安全靴を着用すること。</li> <li>・荷やロールボックスパレット等へのはさまれを防止するため防護手袋を着用すること。</li> </ul>
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
荷台への昇降方法について	トラックの荷台への昇降時に		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降設備は、手すり付きのものが望ましいこと。</li> <li>・3点確保: 手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと。運転席への乗降においても、3点確保を実行すること。</li> </ul>
	①昇降設備を使用しているか		
荷台での作業方法について	トラックの荷台での作業時に		<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。</li> </ul>
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼り等の作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③墜落制止用器具を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業者が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		
⑦テールゲートリフターの操作中、荷とともに荷台上へ昇降していないか			

東京労働局・労働基準監督署



(2024.6)

# 建設業の労働災害防止対策を強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

## 【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施



### Ketui 決意表明

10 墜落等の死亡災害を発生させない決意表明を現場所長自らが発信

### Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、手すりの設置、墜落制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの実施も忘れずに

### Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の的確な実施と活性化！（リスクアセスメント）KY活動など

### Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では作業手順の遵守確認など

**4K** の取組についての確認をお願いします（裏面）



第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）がスタートしました。引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」



## 重点取組事項について

### 1 墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。



### 2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。  
また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

#### 【留意事項】

- ※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。
- ※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

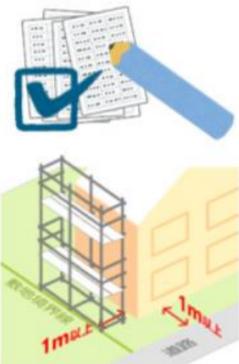


### 3 墜落・転落災害防止対策の徹底

- (1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の的確な使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。
- (2) 墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。
- (3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和5年9月28日付け東労発基0928第9号「建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

#### 【留意事項】

- ※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。
- ※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。
- ※ 設備的対策を講じることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。
- ※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。



### 4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

- (1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。
- (2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。
- (3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。

#### 【留意事項】

- ※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。
- ※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。



## 機械を譲渡または貸与する事業者の皆さまへ

# 「機械に関する危険情報の通知」が 努力義務になりました



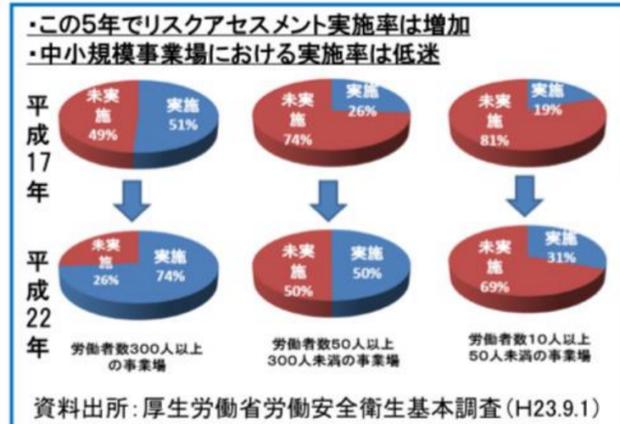
### 「改正労働安全衛生規則第24条の13」および指針の概要

機械による労働災害は、全労働災害の約1/4を占め、死亡災害や障害の残る災害も多数発生しています。このたび厚生労働省では、機械による労働災害の防止策を強化するため、**機械を譲渡または貸与する者に対し、「機械に関する危険性等をその機械の譲渡または貸与を受ける相手方事業者に通知すること」を努力義務化**するとともに（改正労働安全衛生規則第24条の13。以下「改正安衛則」という）、その通知を促進するための指針（機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針）を公表しました。

改正安衛則と指針は、平成24年4月1日から施行・適用されます。事業者の皆さまには、これらにより、適切な通知に努めるようお願いいたします。

### 機械災害の防止のため、「残留リスク情報」の提供を

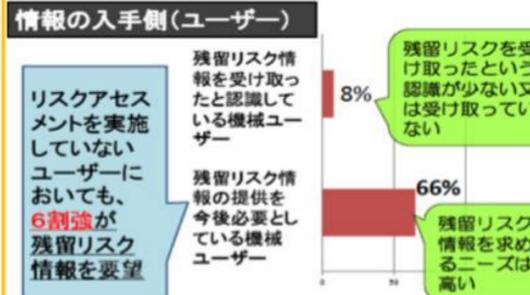
機械災害の防止には、機械の使用者によるリスクアセスメントが欠かせませんが、機械の使用者がその機械に関する危険情報（残留リスク情報 [2頁参照]）をあらかじめ入手していないと、適切かつ有効なリスクアセスメントを実施することは困難です。機械ユーザーは、残留リスク情報の提供を求めています！



### 機械危険情報の提供・入手状況

情報の提供側（メーカー）

1. 機械本体に警告ラベル等を貼付	93.2%
2. 取扱説明書に記載	88.3%
3. 試運転や引き渡し時に説明	66.3%
4. 随時要求があれば説明	33.0%
5. 残留リスク情報リスト等の文書	12.9%
6. その他の方法	4.2%
7. 情報の提供は行っていない	0.4%



資料出所：「機械包括安全指針に基づく機械設備に係る表示制度および「使用上の情報」の提供を促進するための制度の検討に関する報告書」（平成21年度中央労働災害防止協会）

### 残留リスク情報の提供促進！

- リスクアセスメントの適切かつ有効な実施
- 中小規模事業場でのリスクアセスメント実施率向上

機械メーカー・機械据え付け業者・機械ユーザーの皆さまへ

# 機械安全規格を活用して 労働災害を防ぎましょう



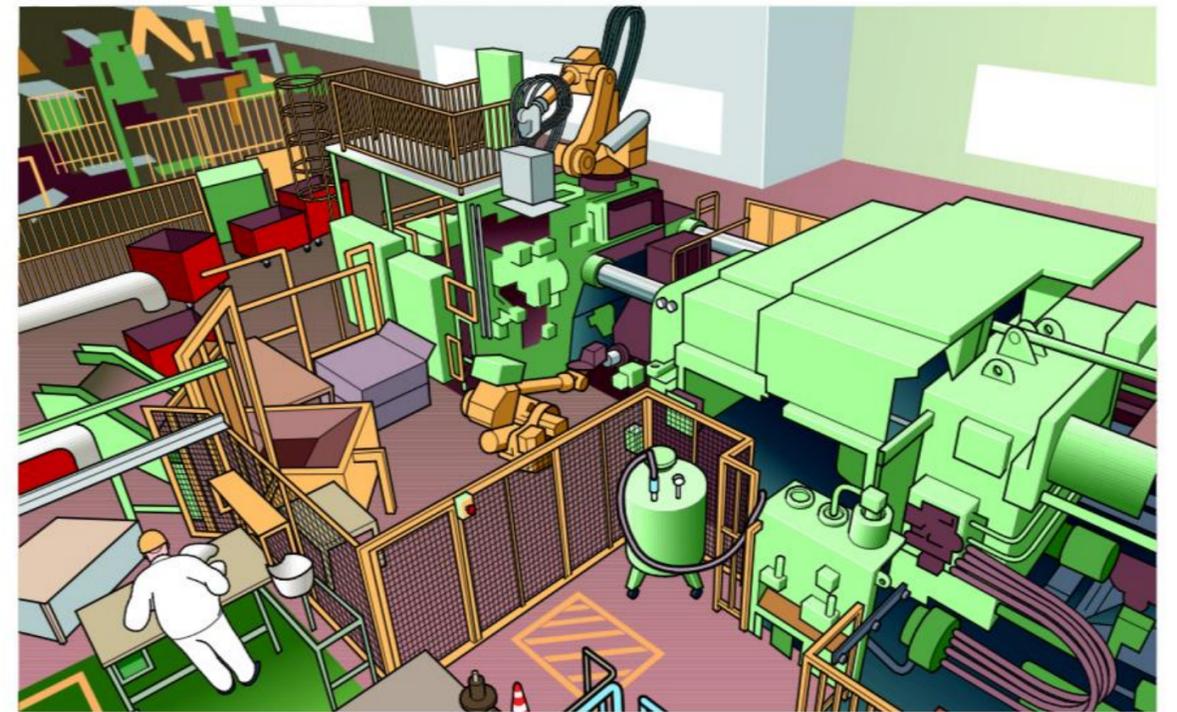
国内外の機械安全に関する規格類を上手に使うって災害防止を進めましょう

## はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷者数全体の約4分の1、死亡災害の約3分の1を占めており、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。

安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。

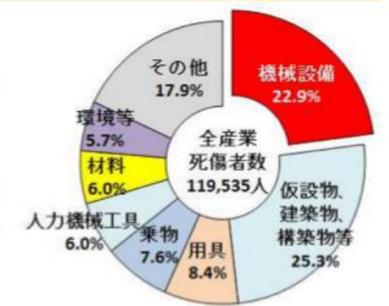
このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる**日本工業規格などの内容**についてとりまとめましたので、産業機械の安全な使用のために役立ててください。



## 1. 労働災害の現状

労働災害件数（休業4日以上死傷）約12万人のうち、機械設備による労働災害件数は全体の約4分の1を占めています（右図）。

また、死亡災害については、全産業の総計が1千人であり、その約3分の1を占めています。このような機械による災害を撲滅するためには、「安全な機械を、安全に設置して、安全に使うこと」が重要で、メーカー、据付業者、ユーザーの事業者、労働者のすべてが「安全な機械とはなにか」について理解する必要があります。



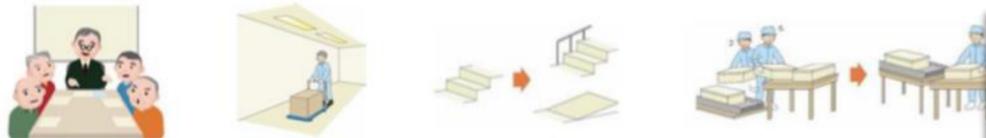
出典：平成26年全産業死傷者数における機械災害の割合

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



## 1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**  
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**  
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

## 2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）**  
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）**  
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**  
働き入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**  
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。  
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**  
・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。  
・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**  
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」に基づく取組に努めます。

## 5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**  
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

## エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(R.6. 4)



中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

## 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

## 補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
<b>I 総合対策コース</b> ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <b>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</b> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の <b>高年齢労働者（60歳以上）</b> が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
<b>II 職場環境改善コース</b> ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ <b>熱中症予防対策プラン</b> → 詳細は 4 ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の <b>熱中症予防対策</b> に要する経費（機器の導入等）	
<b>III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	転倒防止 ・労働者の <b>転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受ける</b> ために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の <b>腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受ける</b> ために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
<b>IV コラボヘルスコース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4～5 ページ	・ <b>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等</b> 、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

### 【注意事項】

- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会





↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > 外国人労働者の安全衛生管理

## 外国人労働者の安全衛生管理

外国人労働者の安全衛生管理のために活用いただける教材、資料などを掲載しています。外国人労働者を雇用している事業者の皆様は、これらを活用して外国人労働者の労働災害防止に取り組んでください。

- ▶ [外国人労働者の安全衛生管理（手引き等）](#)
- ▶ [安全衛生教育（教材）](#)      ▶ [技能講習補助教材](#)
- ▶ [外国人労働者による労働災害防止のための表示（イラスト、注意喚起文）](#)
- ▶ [外国人特別相談・支援室](#)

## 外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました



厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

### マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

- ▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>
- ▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

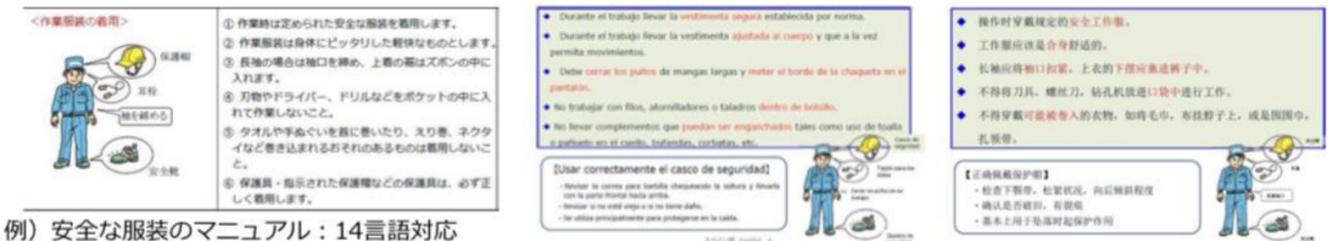


例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

### 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

- ▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>

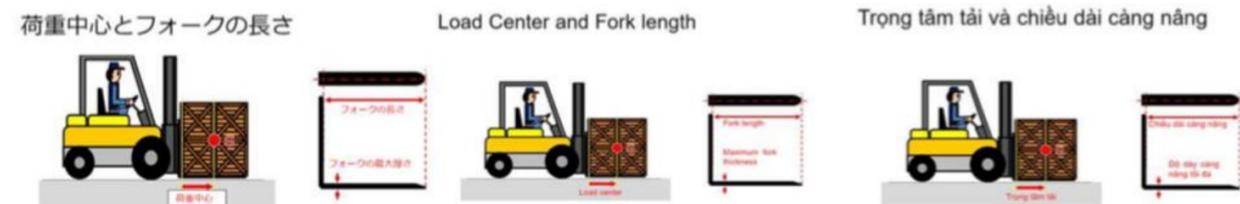


例）安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

### 技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

- ▶教材はこちらから [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)



例）講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



ご相談ください！

厚生労働省  
東京労働局  
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

## 外国人労働者の労務管理等に関する

### 無料 訪問支援の御案内



外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただきます。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください！

※ ウェブ会議システム「Microsoft Teams (チームズ)」を利用したリモートによる訪問支援も可能ですので、ご希望の方は遠慮なく申し付け下さい！

◎こんな御質問 御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

#### ■外国人労働者の労務管理全般に関すること

- ・外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの？
- ・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

#### ■労働基準法等に関すること

- ・外国人にも労働基準法は適用されるの？
- ・労働条件に日本人と差をつけても良い？
- ・外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい！

#### ■外国人雇用特有の問題に関すること

- ・就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの？
- ・外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- ・他社の好事例を紹介してほしい。

#### ■このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- ・働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- ・助成金の御案内



訪問支援を御希望の場合は、メールや電話でお申し込みください。

その他、ご不明な点がございましたら、外国人特別相談・支援室担当までお問合せください。

◆MAIL [gaikoku-shien@mhlw.go.jp](mailto:gaikoku-shien@mhlw.go.jp)

◆TEL 03-5361-8728

※メールには以下の内容をご記入ください。

- ①会社名、②住所、③事業の種類、④外国人労働者数、⑤外国人労働者の在留資格、⑥ご担当者名、⑦連絡先(電話番号)、⑧リモートによる訪問支援の希望の有無、⑨希望日(第3希望までご記載ください)、⑩相談・支援を希望する内容

## 外国人労働者の労務管理等に関する

### リモート支援のご案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場の方を対象に、リモートで相談・支援をさせていただきます。

このリモート支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではなく、こちらから労務管理に関する各種書類の提示を求めることも致しません。ご希望があった書類のみ確認するものです。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。

労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください。



#### 対象事業場

外国人労働者を雇用する又は雇用を予定している事業場

#### 実施方法

Microsoft Teams を用いたオンライン会議

#### 申込方法

下記の内容を記載の上、メールでお申し込みください。

(送付先)

[gaikoku-shien@mhlw.go.jp](mailto:gaikoku-shien@mhlw.go.jp)

(記載内容)

- ① 会社名
- ② 住所
- ③ 事業の種類
- ④ 外国人労働者数
- ⑤ 外国人労働者の在留資格
- ⑥ ご担当者名
- ⑦ 連絡先(電話番号)
- ⑧ 「リモート支援希望」とご記載ください
- ⑨ 希望日(第3希望までご記載ください)
- ⑩ 相談・支援を希望する内容

#### 費用

無料です。

※ Microsoft Teams を使用する環境をご用意いただく必要があります。

#### 相談・支援内容

下記のような内容について、相談・支援いたします。

- 外国人労働者の労務管理全般に関すること
  - ・何に気を付ければ良いか
  - ・今の管理方法で問題ないか
- 労働基準法等に関すること
  - ・労働基準監督署への届出について
  - ・労働条件に差を付けて良いのか
- 外国人雇用特有の問題に関すること
  - ・外国語の教材を紹介してほしい
  - ・どんなトラブルが多いのか

などなど

#### 外国人特別相談・支援室



〒164-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階

外国人在留支援センター (FRESA) 内

TEL: 03-5361-8728 Mail: [gaikoku-shien@mhlw.go.jp](mailto:gaikoku-shien@mhlw.go.jp)

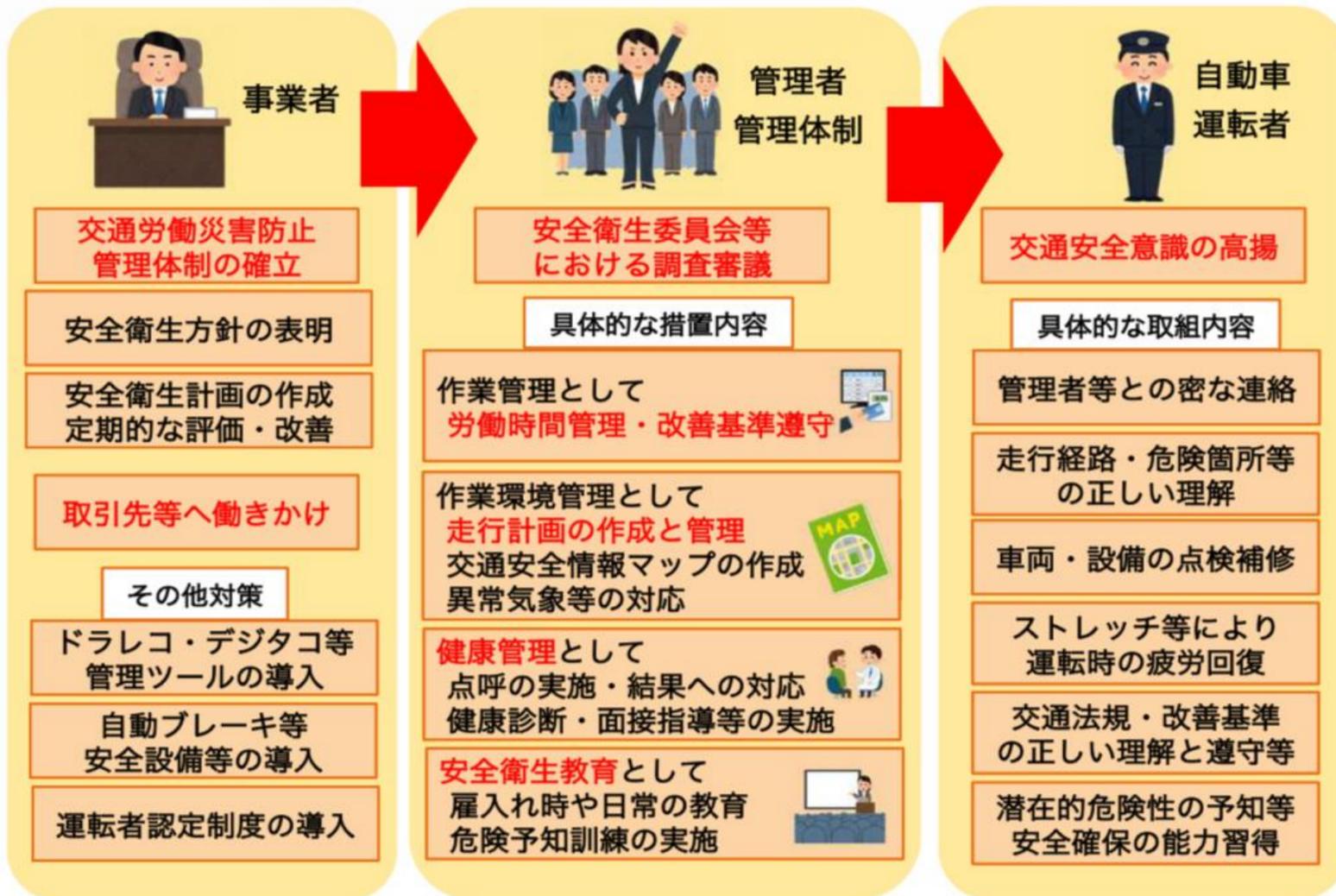


# 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底について

## 「交通労働災害防止のためのガイドライン」

(平成20年4月3日付け基発0403001号、平成30年6月1日改正)

交通労働災害防止のため、①管理体制の確立、②労働時間等の適正な管理、③教育実施、④健康管理、⑤交通安全意識の高揚等の積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。



【参考】  
バス業の  
安全衛生対策  
(東京労働局)

「交通労働災害を防止するために（厚生労働省ウェブサイト）」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>)

「交通労働災害の現状と防止対策（職場のあんぜんサイト）」

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>)



### 追突され交通事故を防ぐために

- 一、急発進・急停止・急ハンドルはしない  
→周囲の車に優しい運転を心がけましょう
- 一、右左折、停止・減速の合図を早めに  
→ウインカーや予備制動などで、後続車に余裕をもって予告しましょう

#### ●後続車がいる場合の減速方法

- ・エンジンブレーキのみでなく、フットブレーキを軽く踏んでブレーキランプを点灯させる
- ・ポンピングブレーキで早めに合図をする



- 一、車線変更時は目視による後方確認  
→自らも安全確認を行いましょ
- 一、後方にも十分な車間距離  
→後続車との車間距離が近い場合は、安全な場所で追越しをさせましょ



### 追突され交通事故の被害軽減のために

～ヘッドレストの役割を理解する～

- 一、保安基準も定められた乗員保護装置  
→追突された場合の頸部損傷率に大差
- 一、適正位置を認識する  
→後頭部にできるだけ近づけた位置に
- 一、始業時には適正位置に調整する  
→体格に合わせて毎日調整しましょ
- 一、事業者は機会をとらえて実地点検を  
→実地点検で使用の定着を図りましょ



※ヘッドレストは、「Head Rest（休息）」ではなく、「Head Restraint（拘束）」を意味します。ドライバーを守る「保護装置」として、使用を徹底しましょ！

(出典：財団法人交通安全総合分析センター発行「イタル・インフォメーション」No.66)

【参考】  
ハイタク業の  
安全衛生対策  
(東京労働局)



STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取組

## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

### 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

### 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を  
準備し、点検

### 作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業計画を策定

### 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風  
または冷房設備、散水設備の設置を検討

### 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

### 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

### 教育研修 の実施

管理者、労働者に  
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



### 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応(異常時における連絡体制や  
対応手順等)を確認し、関係者に周知

## キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1

### 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

#### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

#### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

#### 服装

準備期間に検討した服装を着用

#### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止

#### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

#### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)

#### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の  
調整  
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意  
すること

#### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏  
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患  
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲  
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

#### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認

#### 作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる  
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導

#### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周囲が異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

## 重点取組期間

7月

## にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

基本的な考え方



**1** 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業中者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業中者を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業中者への周知

対象となるのは

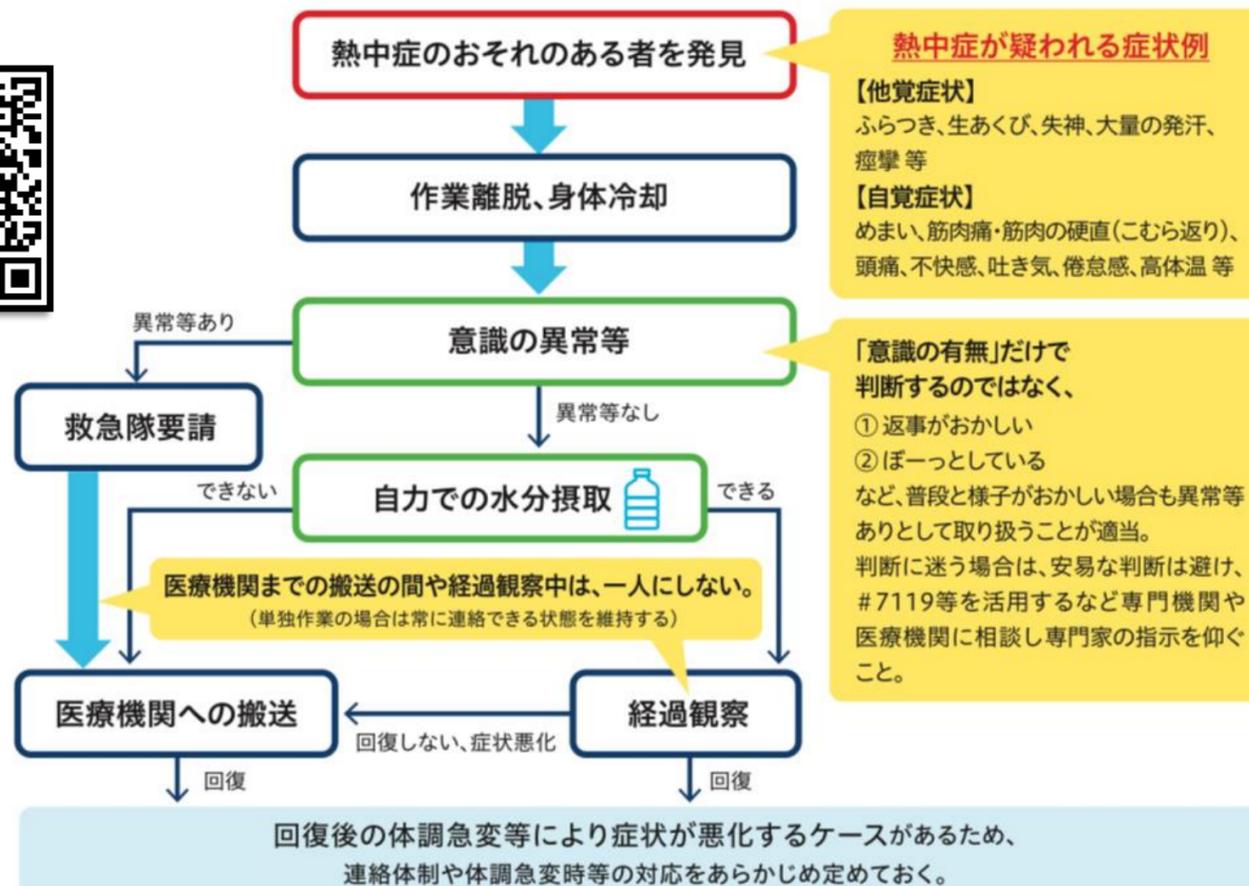
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

## 職場における熱中症対策の強化について

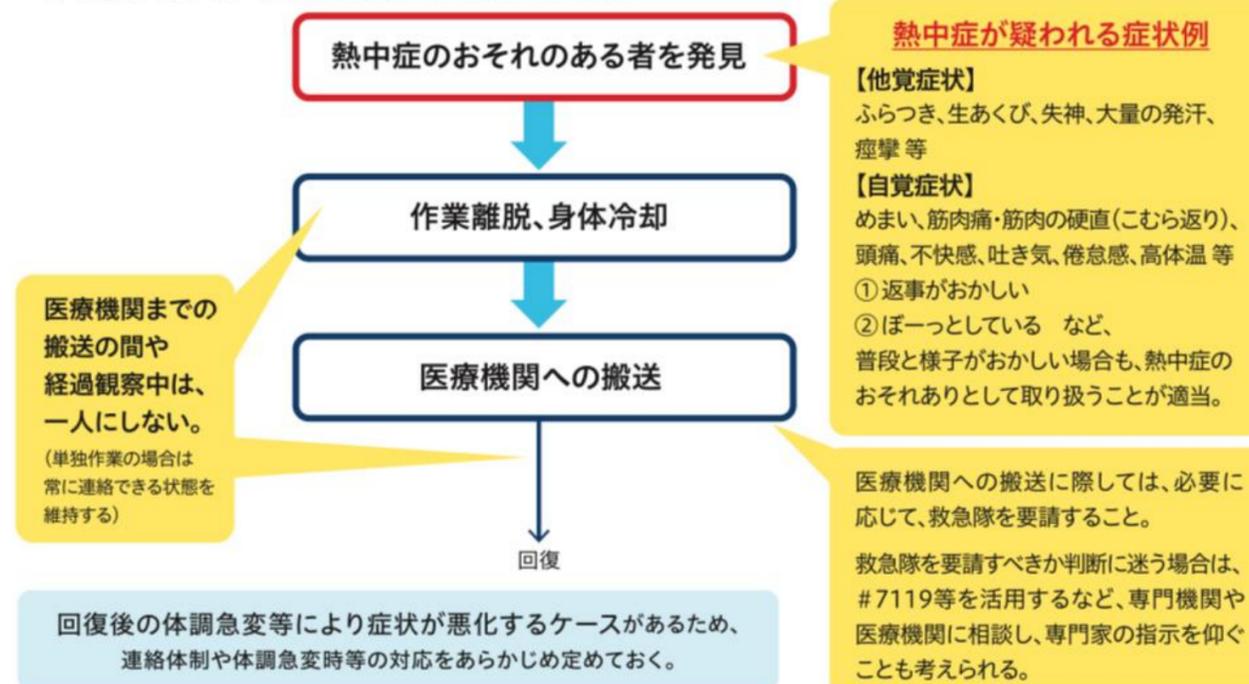
### 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



### 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



23

## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

#### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

#### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

### 周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
  - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
  - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
  - ④ 口頭で伝える

#### 【参考】

個人事業者等の  
安全衛生対策  
(厚生労働省)



### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。



## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同様の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問われない）も対象にすることが義務付けられます。

- 4 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
  - 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
  - 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面  
については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨**されます。

# 「注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について」を発出しました（2025年3月）



注文者・事業者等が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から指示等を行う際、「業務委託等を受けた個人事業者に労働者性が認められてしまうのではないか」、「関係請負人の労働者について偽装請負と判断されてしまうのではないか」との問題意識から、必要な指示等を躊躇している状況があるとの指摘を受け、安全衛生上の指示等が労働基準法上の労働者性や偽装請負の判断に影響を与えるか否かの判断に当たっての基本的な考え方や留意事項についてとりまとめた通知を発出いたしました。

業務委託等に際し、注文者・事業者等の皆様におかれては、本通知に留意の上、躊躇することなく、必要な安全衛生上の指示等を実施していただくことにより、現場の安全衛生水準のより一層の向上に努めてください。

[PDF 注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について \[281KB\]](#)



## 安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

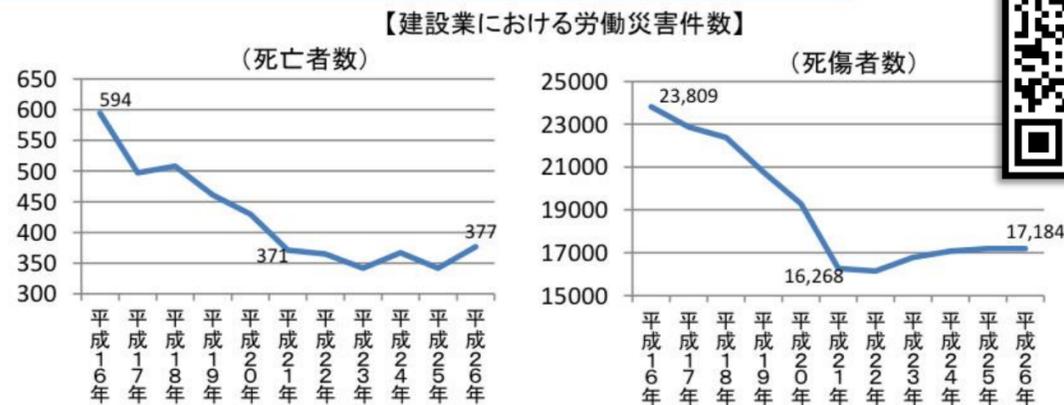
建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者\*の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

\*元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

### 建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています



### 適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%  
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69% なのに対し、「安全衛生経費の積算」は8%しかありません。

安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要



## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

26 ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

事業主の皆さまへ

# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届  
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)

- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

【参考】

電子申請義務化  
(東京労働局)



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主の皆さまへ

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正 電子申請が義務化\*されます

令和7年(2025年)1月1日施行



労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

\* 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The form is titled '労働者死傷病報告' (Worker Death, Injury, and Disease Report). It contains several sections with red boxes indicating changes:

- ① 事業の種類 (Type of Business):** A grid for selecting industry codes.
- ② 被災者の職種 (Occupation of the Victim):** A grid for selecting occupation codes.
- ③ 傷病名及び傷病部位 (Name and Part of Injury/Disease):** A grid for selecting injury names and body parts.
- ④ 災害発生状況及び原因 (Disaster Occurrence Status and Cause):** A large text area divided into 5 columns for detailed reporting.
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格 (Nationality, Region, and Residence Status):** A grid for selecting nationality, region, and residence status codes.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

# ご安全に



Safe Work TOKYO  
～労働災害防止のための  
取組を推進中です～



Cool work TOKYO  
～STOP!熱中症 クールワーク  
キャンペーンを実施中です～



渋谷労働基準監督署 安全衛生課

〒150-0041

渋谷区神南1-3-5

渋谷神南合同庁舎5階

電話 03-3780-6535

令和7年6月